

平成 19 年度から個人住民税が大きく変わります～シリーズ2～

平成 19 年度からみなさんに納めていただく個人住民税の税率が大きく変わることについて、9月号から11月号まで連載でお知らせしています。

今月号のシリーズ2では「税率改正後における具体的な税額の計算例」についてお知らせしますが、まず前回のシリーズ1の内容についておさらいしてみましょう。

9月号 シリーズ1「個人住民税と所得税の税率改正の内容」のおさらい

①税源移譲に伴い税率が改正されます。

- ・個人住民税の所得割の税率が、3段階の超過累進税率から一律10%の比例税率に変わります。
- ・所得税の税率が超過累進税率の4段階から6段階に変わります。

②みなさんの負担は、「個人住民税と所得税の合計額」では原則的には変わりません。

それでは、ここからシリーズ2の「税率改正後における具体的な税額の計算例」についてお知らせしますが、まず初めに人的控除額について説明します。

☆ 個人住民税と所得税の人的控除額の違いについて

個人住民税と所得税では、配偶者控除や扶養控除などの人的控除額に差があります。したがって同じ所得(収入-経費)でも、個人住民税の課税所得は、所得税よりも多くなります。

※右表の他に、障害者・寡夫・寡婦・勤労学生・配偶者特別等の人的控除があります。

【個人住民税と所得税の人的控除額】(単位:万円)

	控除名称	個人住民税	所得税	差額
	基礎控除	33	38	5
配偶者	配偶者控除	33	38	5
	老人控除対象配偶者	38	48	10
扶養	一般	33	38	5
	特定扶養親族	45	63	18
	老人	38	48	10

例) 給与所得 253 万円で単身の場合、個人住民税と所得税の課税所得は次のとおりとなります。

	(給与所得)	(基礎控除)	(社会保険料等)	(課税所得)
個人住民税	2,530,000円	- (330,000円)	+ 200,000円	= 2,000,000円
所得税	2,530,000円	- (380,000円)	+ 200,000円	= 1,950,000円

※所得…収入-経費(給与所得控除等)

※課税所得…収入-経費(給与所得控除等)-諸控除(人的控除・社会保険料等)

☆ 人的控除額の差に基づく負担増の減額措置

個人住民税と所得税との人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人住民税の所得割から次の額が減額されます。

①個人住民税の課税所得が200万円以下の者

- (A) 人的控除額の差の合計 } いずれか小さい額 × 5 %
 (B) 個人住民税の課税所得 }

②個人住民税の課税所得が200万円超の者

{ 人的控除額の差の合計 - (個人住民税の課税所得 - 200万円) } × 5 %

※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とします。

例) 給与所得 253 万円で単身の場合、人的控除額の差に基づく負担増の減額措置は次の表のとおりとなります。

税目	税源移譲前	税源移譲後
個人住民税 課税所得 (2,000,000円)	2,000,000円 × 5% = 100,000円	2,000,000円 × 10% = 200,000円 200,000円 - (注) 2,500円 = 197,500円
所得税 課税所得 (1,950,000円)	1,950,000円 × 10% = 195,000円	1,950,000円 × 5% = 97,500円
合計	100,000円 + 195,000円 = 295,000円	197,500円 + 97,500円 = 295,000円

(注) 人的控除額の差に基づく負担増の減額措置

個人住民税の税率は5%上がりますが、所得税の税率が5%下がるため税率としては増減がないようにみえますが、個人住民税と所得税の人的控除額の差により、税負担は増えることになります。

しかし、この負担増を調整するために、個人住民税の所得割において人的控除額の差に基づく負担増の減額措置が講じられるため、税負担は変わらないことになります。